

序章 第3次豊明市都市計画マスタープラン の策定にあたって

1 都市計画マスタープランとは

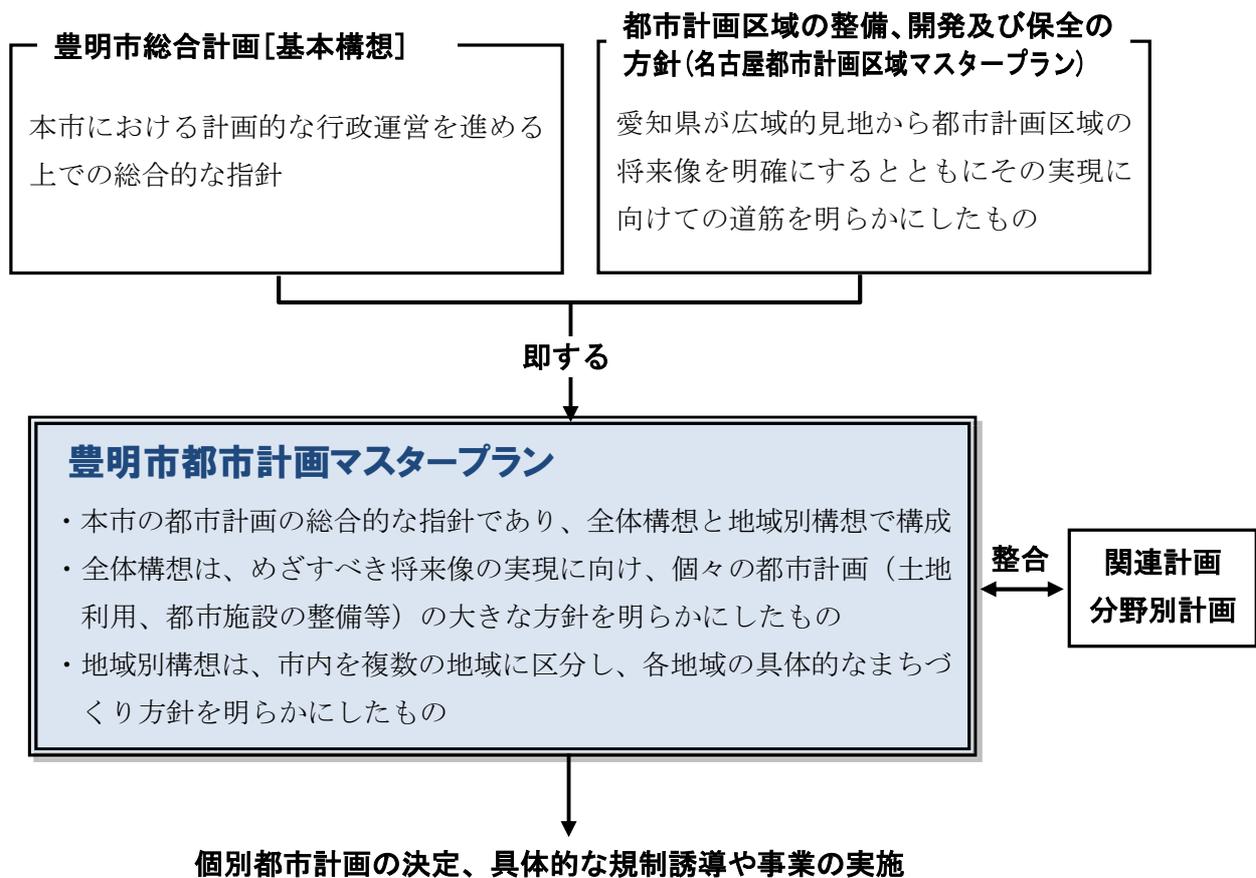
(1) 目的と役割

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

(2) 根拠法令

都市計画法第18条の2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

(3) 法体系における位置づけ



(参考)上位計画の概要

1. 第5次豊明市総合計画

(1)計画の期間

第5次豊明市総合計画の期間は、平成28年度から37年度までの10年間とします。

(2)まちの未来像

みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ

- ・女性も男性も、障がいのある方も、外国人も、子どもからお年寄りまで、誰もが輝き、まちづくりの主体者として活躍できるまちをめざします。
- ・「今」を創ること、それは「未来」へとつながっていきます。今を生きる私たちが、支え合い、手をとり合って「しあわせのまち」をつくり、未来の子どもたちへとつないでいきます。
- ・誰もがそれぞれの「しあわせ」を実感でき、しあわせ溢れるまちをめざします。

(3)将来人口

本市における人口は、昭和35年から昭和55年まで急激に増加し、それ以降は緩やかな増加傾向にあります。平成22年の国勢調査における本市総人口は69,745人で、平成17年から1,460人増加しています。

全国的に急激な人口減少が進行する中、国立社会保障・人口問題研究所によれば本市も平成52年には60,000人程度まで減少すると推計されています。これに対し本市は、特に30代から40代の人口流出を防ぎ、人口増加に全力をあげて取り組むことで、平成37年度における人口を71,000人と想定します。

(4)まちづくりの理念



- 安心**：心配や不安がなく、明るく暮らせるまち
- 快適**：きれいで、心地よく、誰もが住みやすいまち
- 健やか**：子どもからお年寄りまで、のびのびと心身ともに健康に暮らせるまち
- つながり**：地域の中でお互いが支え合い、助け合えるまち
- 誠実**：健全で透明性が高い行政運営で、市民に開かれたまち
- 元気**：誰もがいきいきと明るく、活気にあふれているまち
- 挑戦**：誰もが生きがいを持ち、夢や目標に向かって踏み出せるまち

2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(名古屋都市計画区域マスタープラン)

■都市計画の目標

(1)都市づくりの基本理念

**高次都市機能と学術・文化・研究開発機能を擁した、
世界と交流する環伊勢湾地域の中核都市づくり**

(2)都市づくりの目標 ※本市に関連する内容を抜粋

①人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標

- ・主要な鉄道(軌道)駅周辺においては、公共交通や生活の利便性が高く、高齢者をはじめとして誰もが暮らしやすい居住空間の形成をめざします。
- ・豊かな緑と都市基盤施設が整った郊外の住宅地では、既存ストックをいかした魅力ある居住環境を創出することにより、多様な世代の交流とふれあいが生まれる住宅地の形成をめざします。
- ・中心市街地を離れた郊外に自家用車での移動が基本となる住宅地が形成されており、高齢者などの交通弱者の日常生活に支障を及ぼしつつあります。そこで、今後は公共交通の利便性が高い鉄道(軌道)駅などの周辺に日常的な生活を支える施設の立地を促すことで、自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築し、安心して快適に暮らし続けることができる住宅地の形成をめざします。
- ・人口や世帯数が増加傾向にある地域においては、鉄道(軌道)や路線バスなどの公共交通が利用しやすい地区に、地域の特性をいかした新たな住宅地の形成をめざします。

②広域交通体系および公共交通網構築に向けた目標

- ・環境負荷の低減と、安全で円滑な交流を促進するため、道路の交通を著しく阻害している踏切において、沿道のまちづくりと連携した鉄道と道路の立体交差化を進めるなど、鉄道と道路の機能の強化をめざします。
- ・超高齢社会への対応として、公共交通網を軸に自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築するため、交通結節機能の強化により公共交通の利用を促進し、公共交通網の維持・強化をめざします。

③産業動向等を踏まえた工業系市街地の形成に向けた目標

- ・中部圏をけん引する都市の活力を維持・強化していくため、広域交通体系による利便性をいかし、臨海部などに集積した物流・工業機能の維持・強化をめざします。
- ・東部丘陵地域では、次世代モノづくり技術を創造・発信する知の拠点を中心に、先端産業の育成と集積を図り、次代を担う工業系市街地の形成をめざします。
- ・地域活力を生み出す新たな産業の誘導や既存の工業機能の強化が可能となるように、高規格幹線道路などのインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道など、物流の効率化が図られる地域、既に工場が集積している工業地の周辺に、新たな工業系市街地の形成をめざします。

④環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標

- ・都市の高温化現象を抑え、環境負荷が小さく、人と自然が共生する都市を構築するため、木曾川、庄内川、新川、堀川、境川、天白川、日光川、中川運河などの風の通り道にも配慮しながら、河川、公園、緑地、道路などを活用した自然的環境インフラネットワークを形成します。さらに、多様な主体による都市緑化を促すことで、緑豊かで快適な都市をめざします。
- ・鉄道（軌道）駅の交通結節機能の強化による乗り換え利便性の向上や、都市機能の集積によるバス路線網の維持・強化、パークアンドライドの取り組みの促進などにより、自家用車への過度な依存を抑え、公共交通の利用を高めます。また、適切な維持管理により都市基盤施設の長寿命化を図ります。これらにより、環境負荷の低減や限られた資源の循環・有効活用が図られた都市をめざします。
- ・都市施設の耐震化や、既成市街地に残る密集市街地や都市基盤施設が整備されていない地区の防災性の向上などを図り、地震などの災害に強い都市をめざします。
- ・市街化の進展が著しく特定都市河川流域に指定された新川流域や総合治水対策を進める境川流域、低平地が広がる日光川流域などでは、雨水の流出抑制を促進します。既に市街地を形成している地域の水害に対する安全度の向上を図るとともに、^{たん}湛水しやすい地域などの新たな市街化を抑制します。洪水時の情報伝達や水防体制の強化を促進し、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立した水害に強い都市をめざします。
- ・土砂災害危険箇所の市街化を抑制するとともに、土砂災害により著しい危害が生じる可能性がある土地での建築物の強化や移転を促進します。砂防施設などの整備を推進しつつ、警戒避難体制の強化を促進して、土砂災害に強い都市をめざします。

■区域区分の方針

(3) 目標年次に配置されるべき人口の規模

本区域を含む尾張広域都市計画圏における将来の概ねの人口を次のとおり想定します。

単位：千人

	平成 17 年 (国勢調査)	平成 32 年 (目標年次)
都市計画区域内人口	4,962	約 5,113
市街化区域内人口	4,216	約 4,366

図-尾張広域都市計画圏



(4) 目標年次における市街化区域の規模

本区域を含む尾張広域都市計画圏における人口、産業の見通しと市街化の現況および動向を考え合わせて、市街化区域の概ねの規模を想定します。

単位：ha

		平成 32 年
市街化区域面積	尾張広域都市計画圏	74, 107
	名古屋都市計画区域	44, 986

※平成 32 年の市街化区域面積は、平成 22 年の区域区分見直し時点における市街化区域面積であり、保留する人口フレームに対応する面積は含まれていません。

【参考】保留する人口フレーム(平成 22 年時点)

単位：千人

	人口フレーム (平成 32 年)			
尾張広域 都市計画圏	都市計画区域内人口	市街化区域内人口		
	5, 112. 5	4, 366. 4	平成 22 年に 配分する人口	保留する人口
			4, 321. 1	45. 3

2 策定の概要

(1) 策定の背景・必要性

本市では、第 2 次都市マスタープランとして平成 19 年度から 28 年度までを計画期間とした都市計画に関する基本的な方針を定め、都市づくりの理念「人づくりからの都市づくり」、都市づくりの目標「安心して暮らせるうるおいのあるまちづくり」、「いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり」、「豊かな文化と人間性を育む協働のまちづくり」の実現をめざし、施策を展開しています。

しかし、少子高齢化の進展による人口減少が現実のものとなり、地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化している中で、持続的な発展が可能な都市となるためには、本市の現状と課題に対応するとともに新たな社会動向を取り入れた都市計画マスタープランを策定することが必要となっています。

(2) 計画期間と目標年度

本計画は、長期的な視点から、概ね 20 年後をめざした都市づくりの目標や都市の姿（将来都市構造）を展望しつつ、10 年後の平成 38 年度を目標年度として、将来人口及び市街地として必要と見込まれる面積（フレーム）を定めます。また、土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設整備等についても、概ね 10 年以内に優先的に取り組む事項を示しています。

(3) 計画の構成

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

都市計画マスタープランの目的と役割、策定の背景・必要性、計画期間と目標年度などの基本事項を示しています。

第1章 都市の現況把握と課題の整理

人口・世帯数の動向や産業動向などの本市の現状を把握するとともに、現況特性からみた今後の都市づくりの課題を示しています。

第2章 都市づくりの目標

これからのめざすべき将来都市像を明らかにするとともに、将来都市像の実現に向けた都市づくりの目標及び将来都市構造、将来計画フレームを定めています。

第3章 都市づくりの方針

都市づくりの目標の実現に向け、概ね10年以内に取り組む土地利用や都市施設整備など都市づくりの方針を定めています。

第4章 地域別構想

小学校区を基本とした5つの地域を設定し、地域ごとの課題に応じた身近なまちづくりの目標及び方針を定めています。

終章 本計画の進行管理

本計画策定後の進行管理にあたっての基本的な考え方及び方法を定めています。

3 計画推進にあたっての基本的な考え方

■本計画に沿った都市づくりの推進

本計画は、本市の都市づくりに関する基本的な方針を定めたものです。そこで今後は、第5次豊明市総合計画や名古屋都市計画区域マスタープランなどの上位計画に即しながら、関連計画やソフト施策等との連携、調整を図りつつ、本計画に沿って秩序ある土地利用に向けた規制、誘導を図るとともに、本市の骨格を形成する都市施設の整備を効果的かつ効率的に進めていきます。

また、本計画に基づく都市づくりを進めるにあたっては、関連する計画や分野別計画について必要に応じて計画内容の見直しや新たな計画策定を進めます。

あわせて、国や県への働きかけや周辺自治体との協議、調整を図り、相互に協力し合いながら、広域的な視点での都市づくりを進めていきます。

■市民協働による都市づくりの推進

社会や経済が成熟し、価値観や市民ニーズが多様化する中で、今後の都市づくりを進めるにあたっては、都市や地域が抱える問題を行政だけで解決することは非常に難しいのが現状です。そのため、本計画に沿った都市づくりの推進にあたり、市民や関係団体等をはじめ、多様な主体がそれぞれの役割を果たして、互いの知恵や能力を出し合い、情報共有しつつ、連携・協力のもとで都市づくりを実践します。

また、本計画における地域別構想を市民による身近なまちづくり活動を下支えする計画と位置づけ、地域別構想に示された目標や方針に基づきながら、土地利用や景観のルールづくり、生活道路や公園等の維持管理、緑化や美化活動など、市民が身近なまちづくりに対して自発的・積極的に取り組んでいけるよう、支援を行います。

